

第 5 回
岩手中部水道企業団議会定例会
会 議 録

平成 27 年 10 月 22 日 開会
平成 27 年 10 月 22 日 閉会

岩手中部水道企業団

第5回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成27年10月22日 (木曜日) 午後4時00分

2 閉会 平成27年10月22日 (木曜日) 午後6時03分

3 議事日程

日時 平成27年10月22日 (木曜日) 午後4時04分開議

場所 北上市役所江釣子庁舎 議場

第1 仮議席の指定

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 業務報告

第6 現金出納検査の報告

第7 一般質問

第8 報告第1号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について

第9 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告
について

第10 議案第3号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算
の認定について

第11 議案第4号 岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1番	松田	昇君	2番	高橋	修君
3番	武田	勝君	4番	星	敦子君
5番	若柳	良明君	6番	高橋	勤君
7番	伊藤	源康君	8番	及川	誠君
9番	佐々木	純子君	10番	鷹木	嘉孝君
11番	鈴木	健二郎君	12番	星	俊和君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

9番 佐々木 純 子君 10番 鷹 木 嘉 孝君

8 説明のため出席した者

企 業 長	高 橋 敏 彦君
副 企 業 長 (代 理)	亀 澤 健君
副 企 業 長	熊 谷 泉君
”	及 川 義 明君
監 査 委 員	本 田 潔君
”	戸 來 喜美雄君
局 長	菊 池 明 敏君
総 務 課 長	瀬 川 光 雄君
経 営 企 画 課 長	高 橋 誠 雄君
給 配 水 課 長	高 橋 卓 也君
工 務 課 長	及 川 賀 生君
浄 水 課 長	小 田 島 久 幸君
経 営 企 画 課 課 長 補 佐	久 保 田 幸 喜君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	松 岡 裕君
花巻市市民生活部長	熊 谷 嘉 哉君
紫波町建設部長	藤 滝 学君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総 務 課 課 長 補 佐)	小 原 信 也君
書 記 (総 務 課 総 務 係 長)	吉 田 修君

午後 4時00分 開会

○議長（星 俊和君） 本日は、大変御苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、去る5月1日に企業長が再任し、またこのたび当企業団議会を構成しております紫波町の議会議員の改選がございました。あわせまして、4月1日付で企業団職員の定期人事異動がございましたので、この際、改めて局長から企業長、副企業長、監査委員、構成市町の職員及び企業団職員の紹介をお願いいたします。

○局長（菊池明敏君） それでは、執行機関から紹介させていただきます。

最初に、企業長高橋敏彦北上市長でございます。

○企業長（高橋敏彦君） 高橋です。よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 次に、副企業長上田花巻市長代理の亀澤健花巻市副市長でございます。

○副企業長（代理）（亀澤 健君） よろしくお願いいたします。

○局長（菊池明敏君） 次に、副企業長熊谷泉紫波町長でございます。

○副企業長（熊谷 泉君） よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 次に、副企業長及川義明北上市副市長でございます。

○副企業長（及川義明君） よろしくお願いいたします。

○局長（菊池明敏君） 次に、企業団監査委員の本田潔監査委員でございます。

○監査委員（本田 潔君） よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 同じく戸來喜美雄監査委員でございます。

○監査委員（戸來喜美雄君） よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 次に、構成市町側の職員を紹介いたします。

北上市、松岡裕生活環境部長でございます。

○北上市生活環境部長（松岡 裕君） よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 次に、花巻市、熊谷嘉哉市民生活部長でございます。

○花巻市市民生活部長（熊谷嘉哉君） よろしくお願いいたします。

○局長（菊池明敏君） 次に、紫波町、藤滝学建設部長でございます。

○紫波町建設部長（藤滝 学君） よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 続きまして、企業団職員を紹介いたします。

総務課長の瀬川光雄です。

○総務課長（瀬川光雄君） よろしくお願いします。

○局長（菊池明敏君） 経営企画課長の高橋誠雄です。

- 経営企画課長（高橋誠雄君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明敏君） 給配水課長の高橋卓也です。
- 給配水課長（高橋卓也君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明敏君） 工務課長の及川賀生です。
- 工務課長（及川賀生君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明敏君） 浄水課長の小田島久幸です。
- 浄水課長（小田島久幸君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明敏君） 経営企画課課長補佐の久保田幸喜です。
- 経営企画課課長補佐（久保田幸喜君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明敏君） 総務課課長補佐の小原信也です。
- 書記（総務課課長補佐）（小原信也君） よろしくお願ひします。
- 局長（菊池明敏君） 総務課総務係長の吉田修です。
- 書記（総務課総務係長）（吉田 修君） よろしくお願ひいたします。
- 局長（菊池明敏君） 最後に、私、局長の菊池明敏でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 議長（星 俊和君） 次に、議員各位の自己紹介をお願ひいたします。
着席されている順番に、1番から順次出身地と氏名をお願ひいたします。
- 1番（松田 昇君） 花巻市議会議員の松田昇でございます。よろしくお願ひいたします。
- 2番（高橋 修君） 同じく花巻市議会の高橋修でございます。よろしくお願ひいたします。
- 3番（武田 勝君） 北上市議会の武田勝です。よろしくお願ひします。
- 4番（星 敦子君） 同じく北上市議会の星敦子です。よろしくお願ひいたします。
- 5番（若柳良明君） 花巻市議会の若柳良明です。よろしくお願ひします。
- 6番（高橋 勤君） 花巻市議会の高橋勤です。よろしくお願ひします。
- 7番（伊藤源康君） 花巻市議会の伊藤源康です。よろしくお願ひします。
- 8番（及川 誠君） 北上市議会の及川誠でございます。よろしくお願ひします。
- 9番（佐々木純子君） 紫波町議会の佐々木純子です。よろしくお願ひいたします。
- 10番（鷹木嘉孝君） 紫波町議会の鷹木です。よろしくお願ひします。
- 11番（鈴木健二郎君） 北上の鈴木健二郎です。よろしくお願ひします。
- 議長（星 俊和君） 北上の星俊和です。よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

午後 4時04分 開議

○議長（星 俊和君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第5回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、議事に先立ちまして、企業長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 本日は、まことに御苦労さまでございます。

議事に入ります前に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

私は、去る4月に行われました北上市長選挙において再選いただき、5月1日の構成市町長会議におきまして、企業長に御推挙いただきました。引き続き議員各位を初め、構成市町の皆様には御指導とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

先ほど議員各位の自己紹介がありましたが、6月28日の紫波町議会議員選挙で当選されました佐々木純子議員、鷹木嘉孝議員におかれましては、心からお祝いを申し上げます。今後の企業団議員としての御活躍を御祈念申し上げます。

さて、当企業団が発足して1年半が経過いたしましたでしたが、事務事業につきましては、大きなトラブルもなく、順調に進捗しております。一方、水道を取り巻く環境は、人口減少による給水収益の減少、施設の老朽化、耐震化対策、高度化する水質管理など、多くの水道事業体が課題を抱えておりますが、企業団経営の責任者として、今後とも安全・安心・安定した水道水の供給、経営基盤の強化、災害対策の充実など、水道事業の一層の健全経営を目指してまいりたいと考えております。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

○議長（星 俊和君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 仮議席の指定

○議長（星 俊和君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

紫波町議会から選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（星 俊和君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定します。

議席番号及び指名を局長に朗読させます。局長。

○局長（菊池明敏君） それでは、9番佐々木純子議員、10番鷹木嘉孝議員。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（星 俊和君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

9番佐々木純子議員、10番鷹木嘉孝議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（星 俊和君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第5 業務報告

○議長（星 俊和君） 日程第5、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第5回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告を申し上げます。

最初に、本年度の水道広域化促進事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、耐用年数を超過した水道施設を更新する経年施設更新事業と統廃合計画により必要な施設を整備する統合関連事業の2事業から構成されております。

この事業は、これまで国庫補助事業の水道広域化促進事業として取り組んでまいりましたが、国の制度改正により、メニューの内容は変わらないものの、本年度から生活基盤施設耐震化等交付金事業に移行されております。今年度は9億4,407万円の予算配分を受け、順次工事を発注しているところであります。9月末現在では、経年施設更新事業は58事業全て発注済みであ

りますし、統合関連事業は、予定している26事業のうち25事業を発注済みであり、残る1事業についても準備が整い次第発注を進めてまいります。今後の工事発注に当たりましても、工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

次に、古館水源系施設更新工事の進捗状況について申し上げます。

この工事は、紫波エリアの基幹施設である古館揚水場、古館配水池及び送配水管等を国庫補助事業の活用により施設更新事業として進めているところであります。

この事業は、平成24年度から今年度までとする4年間の債務負担行為を設定し、19億750万6,800円を契約総額として実施しております。

工事の進捗状況ですが、浄水施設は既に完成し、10月1日から供用を開始しておりますし、配水池は、現在、供用開始に向けて調整を行っているところであります。残る主な工事は、旧揚水場の解体工事と外構工事となりますが、来年3月の完成に向け順調に進行しているところであります。

古館浄水場は、北上川の伏流水である古館水源から取水して、膜ろ過方式により日量最大4,000立方メートルの水道水を新設した古館城山配水池に送水し、主に古館エリアに配水するものであります。これにより、北上川の増水等により原水に濁りが発生しても、良質な水道水を安定的に給水することが可能となります。

次に、事業所の見直しについて申し上げます。

花巻市内の大迫事業所、石鳥谷事業所、東和事業所につきましては、平成25年の統合に関する協定書に基づき、統合後3年以内に統廃合を含め見直しを行うこととしており、これまで3事業所の料金収納業務、施設管理業務等の取り扱いについて、花巻市関係各課と協議を重ねてきたところであります。

このうち、事業所の料金収納業務につきましては、3事業所窓口での収納件数の減少に伴い、本年5月31日をもって3事業所の収納窓口業務を終了したところであります。

終了に当たりましては、広報「はなまき」への2回にわたる掲載や事業所内での掲示等、地域住民に対して十分な周知を図ったところであり、終了後は、口座振替を初め、最寄りのコンビニエンスストアや金融機関窓口、水道お客様センター等において料金をお支払いいただいております。円滑な移行ができたものと捉えております。

また、3事業所管内の施設管理業務につきましては、基本的に各事業所に設置してある浄配水施設の監視装置の情報を北上川浄水場のサーバーに集約し、集中監視できる体制を構築するとともに、施設管理業務を外部委託し、事業所職員を本庁事務所に集約し施設管理の一元化を

図ることとしており、石鳥谷事業所につきましては、体制が整ったことから、本年10月1日から施設管理業務を外部委託に移行し、事業所を廃止したところであります。

今後残る2事業所につきましても見直しを行ってまいります。住民サービスの向上に向けて事務事業の効率化を進めるとともに、施設の異常や漏水事故等に迅速に対応できる体制の構築に努めてまいります。

次に、地方公共団体ファイナンス賞受賞について申し上げます。

去る6月25日、当企業団は、地方公共団体金融機構が主催する第2回地方公共団体ファイナンス賞を受賞いたしました。この賞は、資金調達や資金運用などに工夫して取り組んでいる地方公共団体を対象に表彰するものであり、当企業団のリスクの少ない地方債や国債への投資による資金運用に加え、職員間でのノウハウの共有と積み重ねを図っている人材育成などが評価されたものであります。

なお、当企業団のほか、茨城県、群馬県太田市、大阪府が受賞しております。

さらに、応募団体のうち特に顕著な努力が認められる個人・グループとして、地方公共団体金融機構理事長賞もあわせて受賞いたしました。これらの受賞は、東北の地方公共団体では初、また全国の一部事務組合においても初の受賞ということでもあります。

今後も留保資金の管理運用に当たっては、安全性、確実性、及び流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めてまいります。

以上を申し上げまして、業務報告といたします。

○議長（星 俊和君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第6 現金出納検査の報告

○議長（星 俊和君） 日程第6、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（吉田 修君） 現金出納検査の報告をいたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計平成27年1月分から8月分、現金出納検査の結果について。検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務は適正に行われていると認めた。

以上です。

○議長（星 俊和君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 一般質問

○議長（星 俊和君） 日程第7、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 私は、いわゆる新水道ビジョンと漏水事故2件について伺います。

初めに、先ほどの全員協議会でも説明がありましたけれども、水道事業マネジメントシステムを新水道ビジョンにどのように反映させようとしているのかについてであります。

ことし2月の定例会では、新水道ビジョンについて危機管理体制や水安全計画の盛り込み、そして策定の見通し等について伺っておりますが、さらに今回は、昨年10月22日の全員協議会で示されました水道事業マネジメントシステムを新水道ビジョンにどう生かしていくのかというところで伺いたいと思います。

その中でも、特に経営者の責任、これは水道事業では管理者でありますけれども、この項目について伺いたいと思います。

そこでは、水道品質マネジメントの構築、実施、有効性の継続的な改善の詳細は、新水道ビジョンにて検討、整理するとありますけれども、どのような考え方で検討、整理しようとしているのか、伺います。

また、同様に、新水道ビジョンにおいては、水道事業ガイドライン（P I）による現状把握と分析をもとに水安全計画水道危機管理マニュアル、施設更新計画、水質計画等の統合整備、情報セキュリティーマニュアル、新型感染症対策マニュアル等の策定整備による各種計画及びマニュアルの整備を行い、あらゆるケースに対処できる安全で強靱かつ持続の達成が可能な水道事業を構築することを目指すとありますが、その方針や目標を伺います。

2点目は、ことし5月15日に発生いたしました東和町内の漏水事故であります。その内容とどのような対応をしたのか、伺います。

また、今後、企業団全体の漏水管等の施設の点検、管理についてどのように考えているのか、伺います。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道事業マネジメントシステムを新水道ビジョンにどのように反映させようとしているかについて申し上げます。

経営者の責任についてのお尋ねであります。議員御指摘のとおり、水道事業マネジメントシステムにおきまして、経営者の責任としてシステムの構築、実施、有効性を継続的に改善するとし、詳細は新水道ビジョンにおいて検討、整理すると記載してあります。

ビジョン策定に当たりましては、国の新水道ビジョンの目指すべき方向性にのっとり安全・強靱・持続ある水道のあり方や目標を示し、継続的改善、すなわちP D C Aサイクルを実施してまいります。具体的には、局長がマネジメントシステムの監視機能を持つ会議であるレビューを行い、主要な水道事業ガイドライン、通称K P Iについて分析、評価した結果をもとに改善案を立て、企業長が確認、承認をするといった内容であります。確認、承認を受けた改善案につきましては、今回は水道ビジョンに反映させることとし、通常は予算や計画のローリング等に反映させてまいります。

次に、新水道ビジョンにおける方針や目標につきましては、企業団としては、危機管理体制を重点事項に置きながら、安全で安定した給水を行うことが最大の使命であり、基本方針であると捉えております。この方針に基づきK P Iを設定し、分析、評価しながら目標を定めることとしております。

目標達成に向けては、先ほど御答弁いたしましたとおり、P D C Aサイクルを実施し、安全・強靱・持続可能な水道事業の構築を図ることを目指し、鋭意努力してまいります。

次に、漏水事故について申し上げます。

5月15日発生した東和町内の漏水事故の内容と対応についてのお尋ねであります。まず年間の漏水事故の状況全般について御報告申し上げます。

昨年度1年間の漏水事故の修理件数は785件あり、そのうち約1割が導・送・配水管、約9割が給水管で発生しています。このような事故の際の対応については、その影響範囲の程度に応じ、広報の方法や職員の配備体制をとることとしており、より広範囲に及ぶ重大な事故の場合は、災害対策本部を設置し対応することになります。

さて、今般の事故は、5月15日朝8時に花巻市東和町地内落合取水場取水ポンプの異常警報を受け、同取水場から中内浄水場に導水している管の漏水が判明し、午後5時30分、修理を完了いたしました。しかし、ほかにも漏水が疑われ、配水池水位が復帰しない場合、翌日の断水

が懸念されたため、当該地域に花巻市東和有線放送を通じて広報するとともに、企業団ホームページにもその旨掲載したところであります。

さらに、翌16日早朝には、有線放送の広報に加え、花巻市のFM花巻にも依頼するとともに、給水車3台で応急給水体制をとったものであります。この間、さらに2カ所の漏水が発見され、午前8時50分に修理を完了し、午前11時に復旧を確認したことから、有線放送、FM放送、企業団ホームページで改めて周知いたしました。

結果として、断水は防がれたものの、当該地域の住民の皆様には御心配をおかけするに至った次第であります。

次に、全体の導水管等の点検、管理につきましては、現在、流量計などの計装設備による監視と日常点検時の巡視で行っておりますが、当企業団管内の浄配水施設に異常が発生した場合には、各所の監視装置を通じて集中監視できる体制を整えているところであります。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 答弁をいただきました。

再度伺いたいんですが、まず新水道ビジョン、新水道になるのかどうか。これまで新しいという字を使っていますので、この名称で行きますけれども、いずれ平成25年3月には国の目指すべきものということで審議されております。これは先ほど企業長がおっしゃったとおりであります。その中で、どういうふうに今後方針の組み立てをしていくのかということでお聞きしたいというふうに思います。

国の目指すべきものとして、安全・強靱・持続、それぞれについて示しているわけです。これをどういうふうに、絵を作る計画なわけでありますので、どんなような考えでいくのかということ伺いたいというふうに思っております。

まず水安全計画ですけれども、2月のときにも概要はお聞きしたんですけれども、国の目指すべきものとしては、水安全計画策定手法の活用促進と、わざわざ新水道ビジョンに目指すというふうに書いていますが、これについてはどうなのか。

それから、同じく安全対策ですが、水道水質に係るものですね。これは若干ありましたけれども、安全の中で最も大切なものだろうというふうに思いますけれども、水道水質に係る新たな項目の抽出を行いなさいということ。伺いたいのは、新たな項目の抽出というものについて、当企業団ということではどういうふうに思われているのか。

議長、一問一答形式でいいんですか。

○議長（星 俊和君） 一問一答でいいです。

○11番（鈴木健二郎君） じゃあ、今の安全の指針についてお願いします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 水安全計画の活用促進ということに関しましては、現在、水道ビジョンの中に取り込むもの、現実には並行してやっているものですが、水安全計画というのは、水源水源ごとにつくる計画になっておりますので、現在、順次水安全計画について進めていっているところですので、水道ビジョンができた段階で並立という形にはなるとは思いますが、それが網羅されて一緒に強化されるという考え方でやっておりますし、水質に関しての新たな項目というのは、つい最近、水質検査でも強化された部分もございますし、これからそういうものも想定されていくという部分での抽出もあると考えられます。またポイントを絞った水質管理という部分も非常に言われているところがございますし、地域地域によって水質の状態が違いますので、この地域には特にここら辺が一番重要だろうなという部分を重点的に監視していくというのがこれから必要だろうと言われているところもございますので、そういう部分に注力して今後水質安全を図っていきたいと考えております。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） もうちょっとわかりやすくお聞きしたいんですが、私の聞き方も悪かったでしょうか。

中部の広域水道企業団のときにつくった水安全計画がありますよね。あれがもとになるだろうなというふうに思いますけれども、今度の新水道ビジョンでは、あれをもとにしてどういうふうに方向性を持って、さらに安全対策を充実していくというふうに考えているのか。そうすればわかりやすいかなと思います。国が言うのは多分そこなんですよね。じゃあ、お願いします。

○議長（星 俊和君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 広域水道企業団のときに入畑ダムを水源とする中部浄水場の水安全計画を策定しております。それから、北上市は北上川浄水場における水安全計画を策定しております。今後、企業団とすれば、まだ策定されていないほかの今後継続して使っていく水源、浄水場について水安全計画を策定していかなければならないと。その手法は、今つくってある中部であり、北上川浄水場のつくり方を同じように、ここの水源にはどういう危険があるのか、どういうポイントで監視していけば効率的になるかというあたり、それをどうやって管理していくかという同じようなフローで水安全計画を策定していくこととなります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） となりますと、各浄水場ごとにそれぞれ安全計画は当然異なってくるんだということですね。その確認をしたいんですが、いいですか。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 水安全計画というのは、要するに、水源ごとにつくれというのが指針でございまして、水源ごとに全部水安全計画をつくっていくという、要するに、今までできている岩手中部ですとか北上川浄水場ですとかは、つくったものに対して、あとは見直しはもちろんかけますが、それが生きていくと。それにほかの浄水場の水源のものが足されてきて全体が網羅できれば、それが全体の水安全計画になるというような観点でございまして、そういうのを今順次進めているということでございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） わかりました。

今の段階では考え方しか聞けないというふうに思いますので、これから具体的にそういう安全対策をどうしていくのかは、また改めてお聞きするかと思いますので。

次は、強靱のことについてです。これは強調されております耐震性のことであります。安全とあわせて、この危機管理の体制をきちんとつくるんだと。これは先ほど企業長も言われたとおりでありますけれども、ここでも国の目指すべきものとして2点上げているんですよ。

1つは、重要給水施設配水管の優先度についてちゃんと把握しなさいというのが1つです。それから、全水道施設に耐震性の評価に関するものを行いなさいということなんです。これについてはどう承知していて、どう考え方としてビジョンに反映させようとしていくお考えですか。

○議長（星 俊和君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） まず、強靱の中の1つ目の重要給水施設の優先度についてのお尋ねですが、この重要給水施設といいますのは、例えば災害拠点病院であるとか、広域の一時避難所であるとかというふうな災害時においても優先的に給水を確保すべき箇所については、そこに至るまでの管の耐震化率を上げていこうというのが国の考えでございます。現在、この重要給水施設について、これから企業団と構成市町の間で、それぞれ市町で考えている拠点と企業団との意見交換をしながら場所を絞って、そこまでの管の耐震化の向上について取り組んでいきたいというふうに考えております。

2つ目の耐震性の評価ですが、既に統合前に各事業体におきまして耐震診断を行っているも

の、それからまだ行っていないものがございます。現在のところ、既に行ったものについて、例えば今は中部浄水場の耐震補強工事を本年度で終わります。あとは、今新しくつくっているものについては耐震化された施設でございますので、これまでに行った調査、それからまだ行っている分の調査を精査しながら耐震化の施設の割合を上げていかなければならないというふうに考えています。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） いわゆる重要施設ということでは、現在はきちっと上げているんでしょうか。まだ上げていないで、これからさまざまな優先度も決めながら上げていくと、確認するということなのかどうか、お願いします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 重要拠点につきましては、今水道ビジョンでアセットマネジメントをやりながら、それがさらにミクロなアセットマネジメントといいまして、どこを優先的にやっていくかという評価もそれでやっていくことになりますので、その時点であぶり出しをしながら、ここの路線が一番耐用年数が来ている部分でどこが優先度が高いかというところから決めていくというような形で水道ビジョンにも上がっていきますし、それからできていく予算にも反映させていくというような考え方でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） わかりました。具体的にはまた後ほど聞くかと思えます。

3点目は持続です。これは、アセットマネジメントの活用ということで何回か出てきていますので、これは私も承知している点でありますので、アセットマネジメントのPDCAを回しながらやっていくということはそのとおりであるというふうに思います。そして、持続させていくんだと。広域化の促進は、もう既に当企業団はやっている。問題は、料金制度の最適化と、これはわざわざ上げています。なぜ最適化という言葉を使っているのか。当企業団は最適なのかどうかですね。これの判断はどういうふうに。目指すべきものというふうには言っているわけです。それで最適なのかどうかと。言っている指針は、最低な水道料金のための関係者との意見交換をなさいということなんです。関係者というのは誰が入るのか、住民等も入るのかについて、まずこの点については、国の目指すというのはどういう考え方でいくのか、まずその点を伺います。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） ここで普通に解釈すると、厳しい言い方に国はなっているんだなとい

うのが実際はあるところでして、要するに、現時点で全国的に更新率が非常に低い状況にあると。平均で130年サイクル、200年サイクルでしかやられていないところがほとんどだという現実を鑑みて、事業をしないで何とか黒字でいられるという現実が全国的にあるわけです。国では、それはやっぱりここから更新事業をやっていくというときには非常に厳しい状態になるだろうなというのを当然予測してしまっていて、ですから、安い料金で投資もしないでいるのは、それはいかなものかという部分が非常に色濃く出ているところと、大体水道界では認識しております。

料金の最適化というのは、要するに、きちっと投資をした上での料金を設定しろというのが正しい姿だろうということが言われているところでして、はっきり言えば、ちゃんと料金を適正に値上げして投資をしていきなさいよというのがある意味国の主導だということに考えています。

当企業団におきましては、統合時に料金改定をしたわけですが、それは投資をちゃんとした状態でのシミュレーションを30年間して、その上でそれを賄える何とかやっていけるレベルの料金設定をしましたので、現時点では最適だと考えております。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） この間、新聞に載っていました。トン当たりの全国の水道料金、物すごい差があるんですね。十何倍だか、二十何倍だか差がありまして、じゃあ、うちの企業団はどれくらいのレベルかなというふうに見ましたら、大体真ん中あたり、10トン当たり3,300円、低いのは本当に100円にならないものもありました。うちは、トン当たり二百二、三十円ですね。安いより高いという部分かな。いずれ国の言わんとしているのは、余り安過ぎるのはやめなさいということじゃないかなと私は思うんです。ですから、これはまた違うんだろうと私は思うんですけれども、更新とか、さまざまな施設に投資額を決めながら価格を設定すると思うんですよね。当然、北上と花巻と紫波は今までと違ったまちまちでした。ただ、統合によって統一化されているということで、花巻も紫波さんはちょっと上がってしまったという状況ですよ。

ですから、本当の適切さというのはどこかということ。私はもうちょっと検討していかなくちゃならないと。上げろということじゃないですよ。今のレベルで本当に適切なのということ。これからさまざまな施設の見直しもかかってくるわけですよ。ですから、新水道ビジョンには、その辺を相当精査して、ずうっと平成40年までやっていくんだということじゃないと思うんですよ、私は。だから、これもやっぱりどんどんPDCAでかけながらやっていくというこ

とは当然じゃないかなと思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） おっしゃるとおりでございます、もちろん1回設定をしたから全然見直ししないということではなくて、それは上げる下げるにもどっちもいくわけですが、一番大切なのは水道事業が安定継続していくことがやはり最大の使命だと思っております。要するに、料金が安い、それはいいことですが、そういった先に水道企業団の経営が成り立たなくて倒れた。工事も修繕もできないというような状況というのは絶対許されないことですので、であればどれだけの必要最低限の収入を確保しなきゃいけないかというところにやっぱりいくと思います。それは長期のシミュレーションをやって、どういう状態になっていくかというのを見ないと結論としては出せないということで、前回の統合の事業計画のときにも長期財務シミュレーションをやりました結果で、ここがぎりぎりもつ線だろうというところでの料金設定でございました。それをまた今回、事業の内容が変わってきておりますので、新水道ビジョンの長期の財務シミュレーションを当然やることとしておりますし、それを設定したからじゃあずうつということじゃなくて、随時それこそ3年サイクルなりで見直していかないと、事業自体もそうですが、料金についてもそこで間に合うサイズというのをちゃんと見据えてやっていかないと長期継続はできないものと考えておりますので、見直しは当然のことと考えています。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 新水道ビジョンについては終わります。

漏水事故についてであります、同時に3カ所の漏水が起きたということ。これは老朽化した管なのか、どの程度なのか、それをまずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、給水車は断水にならなかったから、これは私もいいなというふうには思いますけれども、給水車はどのようなふうに配置していて、現在どこに配置しているのでしょうか。その辺をまずお願いします。

○議長（星 俊和君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 今回漏水がありました導水管は、平成8年に布設されたダクタイル鋳鉄管口径200ミリの管でございます。したがって、布設から18年です。実はこの路線は平成23年にも漏水を起こしております、原因は、この地域の土質が腐食性が強いだろうというふうに考えております。したがって、これからこの付近で布設する分については腐食への対策が必要だろうと考えております。

それから、給水車の現在の配置でございますが、北上川浄水場に1台、それから花巻市の高円万寺浄水場に1台、それから紫波町に1台、ふだんはそこに配置しております。

以上です。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 東和町の中内地域の管は20年に満たないんですね。ずうっと来ていたのは40年、今後は60年ももつ管が出ているという中で、20年ももたない管であればどうするのかということになりますが、土質の問題だというけれども、土質なんかいろんなところで違うんじゃないかなど。腐食しやすい土質もそれはあるでしょう、電解質の土壌であれば。それはその地域全部がそうなのか、たまたまその管を通したところがそうなのか。であれば、そこを避けるといったら大変でしょうけれども、事前調査で電解土質のものに耐えられる、さらにそういうふうなものがあるのかどうか、利用できるのかとか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（星 俊和君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） このような腐食性が強い土質の多い布設管につきましては、現在、管全体をポリエチレンのフィルムで覆ってしまうポリエチレンスリーブ工法というのがございまして、昨年度から設置しております東和2区送水管については、この地区を通るところについては、ポリエチレンのフィルムで覆った工法で布設をしております。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） それであれば、他のものと同じ40年もつんですか。今後そういう対応を全部していかなくちゃいけない。東和町だけじゃないと思うんですよね。そういうふうな調査というのは事前にできるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） ポリエチレンスリーブを巻くと、今言われていますのは、つい10年ぐらい前からしか入れていないものですから検証はどこでもできていないはずですが、ただ、十分耐用年数は相当いくだらうなというのは実験結果では出ております。

どちらかというと、川東の区域については土質がそういう土質だらうなところがあるところ、いろんな部分の漏水の状況を見ているとやっぱりありますので、そこら辺をこれから布設するときには、土質調査ももちろん入れながら、そういう部類についてはそういう工法で、そういう地域に入れる場合には必ずそういう工法をとっていくという方針でおります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 対応についてはわかりました。

住民はどういうふうな状況だったのでしょうか。断水に至らなかったのも、こういったお話は業務報告で最初にあるのかなど。それぐらい重大な問題だろうというふうに思いましたけれども、なかったので一般質問に切りかえましたが、やっぱり住民に給水車まで出すということ、それから有線放送までやるとなるとやっぱり重大なものじゃないかなというふうにも思うので、今後の住民への対応は何か特別に考えているのか、それを聞いておきます。

○議長（星 俊和君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 5月のときの状況ですが、広報したために、断水があつては困るといふ方が給水車に来ていただいております。ただ、その際は給水袋で水を配付しておりますが、結果的には断水になりませんでしたので、実際にその水を給水車のほうに取りに来た方は十数人という状況でございました。

企業団の基本的な考え方として、影響世帯が広範囲で多い場合は、有線であるとか、広く伝える情報網を使って、住民にまず断水するおそれがあるよと、あるいは断水しますよということ断水前に伝えるということが一番重要だと思っておりますので、事故の状況に応じて個々の方法をとっている状況です。

○議長（星 俊和君） 以上で、11番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） 私は、岩手中部水道広域化事業計画の水力発電施設の建設についてお伺いいたします。

私たちの社会は、これまで石油や鉱物など地球が長い年月をかけて蓄積してきた資源を大量に消費することによって成り立ってきましたが、21世紀になって、地球温暖化による気候変動と化石エネルギーの枯渇という緊急の課題に直面することになりました。また、東日本大震災による福島第一原発事故を教訓に原発に依存しない社会の実現も課題となっています。今、私たちの社会は、蓄積している資源を消費、廃棄するシステムから再生可能な資源を利用するシステムに変換することが求められています。

水は生命の源泉であり、農業、生活、工業、発電に使われるように、人間社会にとって不可欠な資源であります。この水は、太陽エネルギーを受けて、休むことなく蒸発、降水を繰り返し、陸と空を10日ごとに巡回し、1年間に約40回巡回しているということです。地球上を絶えず巡回している水は、石油などの枯渇性資源と異なり、減ることのない再生可能な資源なので

あります。

当企業団が県営入畑ダムと岩手中部浄水場の間に建設を計画している水力発電施設は、まさに再生可能資源を活用した施設となるわけであります。

私は、平成25年2月議会の一般質問でお伺いしましたが、その際、企業長から平成25年度に事前調査事業を行い、その調査結果をもとに事業を進めるということでしたが、その調査結果、それから計画の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（星 俊和君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 武田勝議員の御質問にお答えいたします。

入畑ダムと岩手中部浄水場の間に計画している水力発電施設建設の進捗状況についてのお尋ねであります。現在、建設に向けた検討を進めております。

昨年度は詳細設計を実施しており、そのデータをもとに電力会社に接続可能性の協議を行い、接続は可能であることを伺っております。今年度は事業性評価、つまり収支の検討を行っております。その結果、現在のところ、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を活用することで収益が上がるものと想定されます。

さらに、環境省が行った実証事業で開発された小水力発電システムの報告があり、その機器が安価で効率的に発電することから、本事業への導入が可能か検証を行っている状況です。

今後は、事業効果はもとより、設置によるリスクの検証を行った上で建設の判断をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） それでは、再質問いたします。

広域化事業計画では、水力発電施設の規模と申しますか、建設の計画では、横軸フランジ水車を設置して工事費が1億8,300万というふうなことになっていましたけれども、検討しているのはどういう施設なのか、費用もどういう予算で検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） お答えします。

昨年度、詳細設計を行っておりますが、その中で試算された工事費は3億7,200万ほどとなっております。そうしたところ、先ほど企業長からの答弁もありましたとおり、7月末日に環境省の実証実験において、さらに安い機器が報告されましたので、その機器のメーカーを呼びまして、現在の中部浄水場のほうの確認を行っていただきました。その後、今月の初めにその

報告がありましたので、そうしましたところ、当初考えていた建設費よりもずうっと安価で、なおかつ高圧力のため、それについての検証を現在行っている段階でございます。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） 当初の計画よりも相当変わってきているんじゃないかと思えますけれども、そういった施設を建設する場合、国の補助というのは見込める可能性があるのか、お伺いいたします。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） この発電システムについては、国の補助制度はございません。と申しますのも、収益が上がるような事業でございますので、それに対しての補助というのはないものと考えられます。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） 再生可能エネルギーの普及拡大を目的に、平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まったわけですが、当時、小水力発電の場合は200キロ未満で買い取り価格が35円70銭で20年間というようなことでしたけれども、現在はその辺はどのように変わっているのか、お伺いします。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） 今年度の公表された小水力発電への固定価格買い取り制度の価格ですが、消費税抜きで34円となっております。

以上です。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） こういった小水力発電というのは全国に500カ所ぐらいあるということですが、当初の計画では27年度の建設というふうなことでしたけれども、建設の見通しはいつごろを考えているのかをお伺いします。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） 建設の見通しでございますが、27年度、今年度に関しましてはまだ予算化できてございませんでした。それで、事業性評価のほうを行っております。

先ほど申しましたとおり、現在、提案のあった小水力発電システムについてさらに検証を進めるとともに、当設置箇所である中部浄水場は我が企業団の基幹浄水場であります。企業団総配水量の約半分を中部浄水場が賅っている状況でありますので、その導入部分である導水管

に発電システムという水道事業以外のものを設置することになりますので、そのリスク検証をその後行ってまいりたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃったとおり、各自治体でこの小水力発電を設置した事業者がごいますので、そういったところからの聞き取りも行ってまいりたいと思います。それによって建設の判断をしていきたいと考えております。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） この北上地方に初めて電灯がともったのは今から100年前、大正3年ということです。黒沢尻町の有志が発起人となって、夏油川水力発電株式会社を設立して、200キロワットの水神発電所を建設したと。それがこの地域に電気を供給した始まりということですが、その水神発電所は、今でも現役で稼働しております。ぜひこの小水力発電を設置することによって、後世に資産として残るような施設にさせていただくことを希望して、質問を終わります。

○議長（星 俊和君） 以上で、3番武田勝議員の質問を終結いたします。

日程第8 報告第1号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について

○議長（星 俊和君） 日程第8、報告第1号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました報告第1号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計継続費精算報告書について、提案の理由を申し上げます。

本報告書は、統合前の企業団から承継した継続工事であります和賀川浄水施設工事及び導・送水管布設工事について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第9 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（星 俊和君） 日程第9、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に

基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、提案の理由を申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第10 議案第3号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（星 俊和君） 日程第10、議案第3号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第3号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

初めに、本決算は新たな企業団としての事業実施初年度の決算ということで、前年度との比較がございませんので、あらかじめ御了承を願います。

1ページの事業報告書でございますが、事業面におきましては、国庫補助事業費を活用し、高度浄水施設の整備や水道広域化促進事業として統合関連事業、経年施設更新事業等を実施したところでございます。

経営面におきましては、資金運用による収入の確保、経費の節減等経営健全化に努めたものの、地方公営企業会計制度の見直しによる影響等により、当年度純損失が発生したところであります。

今後、水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなる中で、当企業団としては、さらなる経営基盤の強化を図り、地域住民への安全・安心な水道水の安定供給に努めていく所存でございます。

次に業務の状況であります。給水戸数は8万7,550件、給水人口は21万7,719人であり、給水区域内人口22万4,948人に対する給水普及率は96.8%となっております。

また、総配水量のうち、給水料金の対象となった水量の割合を示す有収率は81.2%となっております。

次に建設改良工事の状況であります。原水及び浄水設備整備事業として古舘水源系施設更新工事等を、配水及び給水施設整備事業として送水管電気防食装置設置工事等を施行しております。

また、水道広域化促進事業では、統合関連事業として和賀川浄水施設工事等を、経年施設更新事業として老朽管及び老朽化した施設の更新工事を施工しております。

さらに、営業設備費として経年劣化による水質検査機器の更新を行ったほか、業務に必要な整備を行っております。

次に漏水対策の状況であります。通常行っている夜間流量監視のほか、路面音聴調査と流量測定調査を行い、170件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところであります。

次に経営収支の状況であります。収益的収支は、当年度純損失が2億5,193万9,227円でありましたが、その主な要因は、地方公営企業会計制度の見直しによる影響や除却資産の精査による影響等であります。

資本的収支は、収支差し引き不足額が19億729万5,561円となりましたが、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3ページ(2)の議会議決事項は、議決、認定賜りました8件を記載しております。

4ページ、2の工事につきましては、7ページにかけて1件1,000万円を超える建設等の工事85件を記載しております。

以下、8ページの3.業務、11ページの4.会計に記載しております内容につきましては、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しています。

次に決算報告書であります。14ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が61億9,151万6,180円で、予算額59億4,604万4,000円に対して、2億4,547万2,180円の増であります。

支出の第1款水道事業費は、決算額62億1,481万5,190円で、予算額59億7,206万7,000円に対して、2億4,274万8,190円超過しておりますが、その超過分は現金を伴わない経費でございます。詳細は、地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定を適用したものであります。詳細

につきましては、28ページから35ページに内容を記載しています。

16ページには資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しています。

収入、第1款資本的収入は、決算額47億3,935万4,236円で、予算額56億9,966万2,000円に対して、9億6,030万7,764円の減であります。

支出、第1款資本的支出は、決算額66億4,664万9,797円で、予算額79億1,806万9,900円に対して、12億7,142万103円の不用額となっております。詳細につきましては、36ページから38ページに内容を記載しております。

次に、19ページの損益計算書であります。経常利益は4億2,243万8,931円となったものの、過年度損益修正損、その他特別損失の発生に伴い2億5,193万9,227円の当年度純損失となったものであります。しかしながら、前年度繰越欠損金と合わせて、その他未処分利益剰余金変動額と相殺され、当年度未処分利益剰余金は39億3,723万4,062円となったものであります。

次に、20ページの剰余金計算書であります。資本金、剰余金、当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります。当年度未処分利益剰余金39億3,723万4,062円全額を議会の議決による処分として資本金へ組み入れすることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

22ページからは貸借対照表、27ページにはキャッシュ・フロー計算書、40ページ、41ページには固定資産明細書、42ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しておりますが、これについては説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定とあわせまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） 続きまして、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は、第4. 審査の結果までとし、第5. 審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課総務係長）（吉田 修君） 決算審査について報告いたします。

平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査意見書。

第1. 審査の対象。

平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算。

第2. 審査の期日。

平成27年6月26日、7月26日、8月25日及び10月1日。

第3. 審査の方法。

審査に当たっては、次の点に重点を置き、総合的に審査した。

1. 事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。
2. 審査に付された事業報告書、決算報告書、財務諸表等の関係書類が証拠書類に基づき計数に誤りがなく、関係法令に準拠して作成されているか。
3. 事業が合理的かつ効率的に運営されているか。
4. 会計事務が適法な手続によって処理されているか。
5. 収入の確保及び支出の執行は適正に行われているか。

なお、審査は、諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

第4. 審査の結果。

1. 審査に付された決算及び附属書類は、地方公営企業関係法令及び会計規定に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び年度末における財政状態は、適正に表示されているものと認めた。
2. 決算の計数は、正確であると認めた。
3. 事業は、議会の議決の趣旨に沿い、適正に執行されているものと認めた。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。質疑の方はありませんか。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 一括。

○議長（星 俊和君） 一括でお願いします。

○11番（鈴木健二郎君） それでは9ページ、局長からるる説明がありまして、詳細は後ページにあるということですのでけれども、一応説明を伺いたしたいと思います。

特にここで、予算に対してかなり経費がふえているということですね。9ページの下の事業費に関する事項で、資産減耗費2億2,193万8,959円、予算では7,238万9,000円で約3倍になっているんですが、この理由をお聞かせいただきたい。

それから、その下で特別損失です。予算では3億7,223万2,000円になっていますが、決算では7億4,262万8,868円となって2倍以上になっていますが、特別損失はどういう理由で生じたのか。金額もさることながら、内容についてもお願いしたいというふうに思います。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の資産減耗費についてでございますが、これにつきましては、固定資産の除却費ということでございます。

また2つ目の特別損失については、その他特別損失がございますが、これについては、退職引当金、それから賞与引当金、貸倒引当金、この3つの要素が含まれております。

資産減耗費がかなり多額になっていることにつきましては、会計基準の見直しに伴いまして、資産もその際見直したわけでございますが、その際の除却資産が生じたものが減されたということでございます。

特別損失につきましても、会計基準の改正に伴いましての引当金の計上ということで、通常であれば各費用にのせるわけでございますが、これは会計基準の施行と施行後との関係がございまして、施行前の部分につきましては、特別な損失であるということで特別損失のほうに計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） じゃあ、特別損失は後でまた関連して聞きたいと思います。

17ページです。

先ほど説明がありました不用額で、資本的支出の不用額12億7,100万何がしとありますが、これは建設改良費というふうになって、それが要らなかったというふうに思うんですけども、詳細は後のページとなっておりますが、説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億幾らということですね。これはる説明がありますけれども、今後もこのような構造的というか、そういう状況が続くのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 1点目の建設改良費の不用額について申し上げますが、これは全て予算と決算の差は、入札残等によるものでございます。

それから、補填、収支不足額の19億という額につきましては、これは当年度の一時的なことでありますので、今後このような多額の不足額は生じないものと理解しております。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 入札残ということなんですが、予算が76億円で決算が66億円で12億

の入札残というのは、なかなか理解できないところがあるんですが、多額にやらざるを得ないわけですか。消費税増税は説明はわかりますが、それを抜いてもかなりの多額ですよ。もう一度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（星 俊和君） 休憩いたします。

午後 5時34分 休憩

午後 5時37分 再開

○議長（星 俊和君） 再開いたします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

これは、1つには、4条資本的支出のほうで予算を計上しておいた事業については、事業の性格上、収益的支出はいわゆる3条予算のほうで執行したということが1点、予算は動かしておりません。それから、配水管の布設単独事業については、計画変更によりまして、実際施工が不要になったということによって未執行になったものでございます。不用額が生じたものでございます。

あともう1点は、工事を予定していたものにつきましては、河川協議なりJRさんとの協議が前提としてはあるわけですが、その協議が調わなかったことによりまして、事業が未執行となったものでございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） じゃあ、その入札残という理由は、今言われたものということですね。それでいいわけね、配水管の計画の変更と。

○経営企画課長（高橋誠雄君） もちろん入札残もでございます。

○11番（鈴木健二郎君） 入札残も加えて12億余ですね。わかりました。

それから、19ページです。これも説明がありましたのは、いわゆる当年度の純損失2億5,193万9,227円ですね。説明があったわけですが、会計制度の見直し、それから除却資産の再整備、それから特別損失ですね。

これはあくまでも単年度だけなのか、単年度だけにしても、局長は当年度の未処分利益剰余金が39億何がしかということなので影響はないということなんですけれども、当年度の会計としては健全的だったと見られるのかどうか、その点の見識をお伺いしたというふうに思いますし、これは今年度限りというか、26年度限りの状況なのか、お聞きします。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） これの原因は、ひとえに今回の平成26年度の会計基準の改正によるものがほぼ全てでございますので、損益計算書を見ていただきますと、経常利益で4億2,200万出ております。通常でしたら、去年までの決算をそのままやっていたら、大体4億2,000万ぐらいの純利益が出ていたということでございますが、基準改定によってこういう数字になって、2億5,000万の純損失が出たということでございまして、これは今回のみということになりまして、来年度以降は正常な形にまた戻っていくという形になろうかと思っております。

今回の成績としては、大体4億2,000万ぐらいの純利益が通常であれば出ていたというように見方をしていただければと思います。

それから、未処分利益剰余金が39億出ておりますが、これにつきましては、基準改定によるものですので、利益が出たということではなくて、一銭の現金も伴っていない利益になりますので、全く基準改定によるものということになっておりますので、来年からこういうでかい金額はもう出ないということになります。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） 今の説明では、会計制度の見直しがあったということですが、どんな内容か、お伺いしたい。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

会計制度の見直しは大きく分けて2つございまして、1つは、資本制度の見直しと会計基準の見直しという2本立てになっております。

今回の純損失はそういう基準だということなんです、見直しの内容は、借入資本金を資本から負債に計上するという専門的な話になりますけれども、そういうことで、また減価償却の方法の一つでありますみなし償却の制度が廃止になったということ、それから引当金の計上の義務化、損益計算には関係ございませんが、キャッシュフローの計算書の作成等々が内容となっております。

詳しい内容は、総務省のホームページのほうに記載になっておりますので、参照にいただければなと思っております。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） そうしますと、今回の決算の結果というのは、端的に言って問題ない

ということなのか、よかったということなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（星 俊和君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 先ほども申し上げましたが、通常ベースであれば4億2,000万程度の純利益で決算できたということになりますので、大きい額とは言えませんが、全国の同規模のところと比べますと、若干少ないぐらいの利益が出ていたかなという感覚で捉えていただければと思います。ある意味、順調には推移しているということにはなるかと思います。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 私は、何ページの決算書の額が幾らかということじゃなくして、全般的に職員の健康管理という面から質問したいと思います。

4点ほどあるんですが、1つは、労働安全衛生管理規程に基づく労働安全衛生委員会、あるいは衛生委員会の部分で、決算額にはこういうものの支出の額が載っているかどうかということとをまずお尋ねします。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） ただいま労働衛生委員会の御質問でありますけれども、昨年度12月に水道企業団の衛生委員会を設置しました。それで、決算上は、関係するのは衛生委員会の委員として産業医を委託しております。その産業医の委託料が決算書の34ページの総係費の委託費に計上されています。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） わかりました、産業医の部分のこと。

それでは、衛生委員会は、26年度において何回ほど開いているのでしょうか。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 昨年度、26年度スタートしたばかりなので、衛生委員会を設置する期間が若干おくれまして、先ほど言いましたように、26年12月に設置しまして、そのときに1回の衛生委員会を開きまして、26年度はその1回の衛生委員会でございます。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 衛生委員会は、法律によりまして月1回開くことになっているんですけれども、そのことについてはどういう見解でございましょうか。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 労働安全衛生上は、衛生委員会を月1回と原則としてあるわけですが、構成市町とも相談しながら、今後、衛生委員会のあり方を検討してまいりたいと

思います。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、それに関連してですけれども、26年度において病気休暇者は何人いたのか、そのうち、メンタル面での休暇者などはありましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 26年度は、病休者が1名おりました。内容は、メンタル面の疾病ということで3カ月ほど病休をとっております。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） いずれ1名ということで少ない部分もあるかと思えますけれども、どこの職場も結構多い人数が出ておりますので、ぜひ衛生委員会等でしっかり議論して、一人でも少ない人数でやっているわけでありますから、みんなが健康できっちり働けるような体制をつくるべきだということを申し上げたいと思います。

それから、定員管理の関係でございますけれども、報告書では26年度だから72名体制の中で派遣職員が7名ということで、27年度は変わっているようでありますけれども、将来に向かっては、この派遣職員というのはどういう人数で計画していくものか、あるいはことしの退職者、来年度の採用者などについてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 26年度は、ただいま説明があったように、72名の定員に対して7名の派遣職員がおったわけですが、27年度はそのうち4名が残りまして、27年度当初は4名の派遣職員が現在構成市町から来ていただいております。

今後の派遣職員の取り扱いにつきましては、派遣職員につきましては本年度末をもって終了するというところで構成市町とはお話しております。よって、その分、新規採用という計画で採用試験をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） あと、職場に職員の休憩室がなかったように思いますけれども、現在もないでしょうか、そのことについての見解をお尋ねいたします。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 確かに、今、企業団の本庁事務所は、交流会館に借り事務所とし

であるわけですが、休憩室については、労働安全衛生法上、50人以上の事業所につきましては休憩室をつくりなさいという規定があります。その部分については、衛生委員会でも問題になっておりまして、職員からの要望等も出ております。

今の事務所は、管理者が指定管理が市の観光協会ということでありまして、担当は市のほうになるんですけれども、休憩室のスペースの確保につきましては、昨年度、26年度から指定管理者、あるいは市の担当課と休憩室のスペースの確保について協議をしているところでございます。

○議長（星 俊和君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 休憩室の設置については法律に基づいていることでもありますので、早急に確保すべきだということを申し添えて、終わります。

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

日程第11 議案第4号 岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（星 俊和君） 日程第11、議案第4号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号をその内容に含む特定個人情報の取り扱いについて、番号法の趣旨に合わせた措置を講ずることとされていることから、必要な規定を加えるほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行しようとするものであります。

ただし、情報提供等個人に関する規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行しようとするものであります。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。質疑の方。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） これは、構成市町でももう既に条例改正がされていると思いますが、水道企業団としてはどういうふうにこの個人情報のマイナンバーに対する対応をされるのか。こういうところがちょっと違うというところがあるのかどうか、それを教えていただきたい。

それから、水道料の徴収等があるわけですが、その使用料に対するマイナンバーを活用するという状況が出てくるのかどうか。それから、セキュリティー対策、それからシステム上のそうした対策、整備は、企業団として何かあるのかについて、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） マイナンバー制度に対する企業団としての対応のあり方という内容だと解しましたが、企業団といたしましては、番号法の特定期間個人情報に該当するものは、あくまでも職員の給料ですとか、源泉徴収される税情報に限られるものと考えております。

よって、毎年、源泉徴収票等が交付されるわけですけれども、その際は、源泉徴収票に12桁の個人番号が付されるものと考えております。ですから、現在、それに向けて、年内にシステムの改修を行う予定でございます。それがシステム上の対応でございます。

それから、水道料金につきましては、現在のところ、水道料金等の個人情報については、番号法に基づくマイナンバーを付する予定はありません。

それから、システム上の危機管理ということでございますけれども、現在もサイバー攻撃等に対しましては、セキュリティー対策ですね、保守管理業務を専門業者に委託しておりますので、外部からのウイルスの侵入等を未然に防止できている状況でございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 一般の事業所と同じような対応になるのかどうか、企業団としても。今の説明をお聞きすると、そういうふうになるかと思えます。

職員に番号が振られていて、その職員の番号を企業団として掌握をするということですね。そして、源泉徴収とか、そういう活用をする。一般の事業所、企業での職員の個人ナンバーの

活用ということで捉えていいのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 今、まさに議員さんがおっしゃったとおり、一般の事業所と取り扱いは変わりません。マイナンバーはこの10月に各個人に配付されるわけですがけれども、当企業団としては、そのマイナンバーを職員から情報収集して、来年度の源泉徴収等に収集した番号を付していくという作業になると考えております。

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 私は、ただいま上程されました議案第4号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対であります。

個人番号制度、いわゆるマイナンバー制度は既に始まっておりますが、安全対策やシステム運用が不十分などにより、個人情報の漏えいや盗難等による悪用、成り済ましなどが危惧されております。既にこれに関する事件、事故も起きております。国の制度であります、国の対応の不透明さはもちろん、自治体の対応も追いついておりません。

マイナンバー制度の最大の狙いは、利便性や公平性の向上にあるのではなく、国民を総背番号化し、国が一元監視、国民のさらなる税や保険料、使用料などの徴収強化と社会保障の抑制にあることは明白であります。

したがって、マイナンバー制度は、そもそも私は中止をすべきであり、撤回すべきものと思います。

以上の理由により反対であります。

○議長（星 俊和君） ほかに討論の方、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例には反対がありましたので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

賛成

1番	松田	昇君	2番	高橋	修君
3番	武田	勝君	4番	星	敦子君

5番 若柳良明君 6番 高橋勤君
7番 伊藤源康君 8番 及川誠君
9番 佐々木純子君 10番 鷹木嘉孝君

反対

11番 鈴木健二郎君

○議長（星俊和君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（星俊和君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第5回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 6時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 星 俊 和

岩手中部水道企業団議会議員 佐々木 純 子

岩手中部水道企業団議会議員 鷹 木 嘉 孝